

※本公示は、2022年2月2日に公示、2022年3月9日に再公示した「パレスチナ感染性廃棄物管理に関する情報収集・確認調査」の再々公示です。今回、無償資金協力の協力準備調査として日程、一部内容を変更して公示します。

企画競争説明書

業務名称：パレスチナ感染性廃棄物管理改善計画準備調査

調達管理番号：21a01088

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

2022年5月11日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2022年5月11日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：パレスチナ感染性廃棄物管理改善計画準備調査

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。(全費目課税)

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

(4) 契約履行期間(予定)：2022年6月下旬～2023年2月下旬

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Ookubo.Takashi@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

地球環境部 環境管理グループ環境管理第二チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	企画競争説明書に対する質問	2022年 5月 18日 12時
2	質問への回答	2022年 5月 23日
3	プロポーザル等の提出用フォ	プロポーザル等の提出期限日の

	ルダ作成依頼	4営業日前から1営業日前の正午まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2022年 5月 27日 12時
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2022年 6月 10日
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認
- 4) 全省庁統一資格の経過措置

令和4年度は全省庁統一資格の更新時期にあたりますが、更新にかかる期間も考慮し、2022年4月1日～2022年6月30日までの期間を経過措置期間と位置づけ、当該期間中の公告・公示案件では、令和元・02・03年の全省庁統一資格にて代替することを認めます。

(URL : <https://www.jica.go.jp/announce/information/20211216.html>)

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、JICA ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・ 第3章2. 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 日程参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口
(outm1@jica.go.jp 宛、CC: 担当メールアドレス)
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」の様式に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLの「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下のJICAウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 日程参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年10月13日版）」をご参照ください

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4. (3) 日程を参照し提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを ekoji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法

人名)」)

- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書 (本見積書及び別見積書)

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：(調達管理番号)_(法人名)_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下と参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主

任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記4.(3)日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

11. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- (1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理(調達補助を含む。)コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文(E/N)に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5(日本法人確認調書)をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- (2) 本件業務の受注者(JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社その他、業務従事者個人を含む。)及びその親会社/子会社等は、本業務(協力準備調査)の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理(調達補助を含む。)以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザル作成に求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「パレスチナ感染性廃棄物管理改善計画準備調査」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

パレスチナ自治区（以下「パレスチナ」という。）では、地方自治庁（Ministry of Local Government、以下「MoLG」という。）の監督の下、各地方自治体が廃棄物収集・処分サービスを提供している。1997年に小規模な地方自治体が連合して広域行政組合（Joint Service Council、以下「JSC」という。）を結成し行政サービスを提供することが認められたことから、廃棄物管理事業もJSCが共同で行うことで、人員、車両及び資金の効率的な活用が可能となっている。日本は20年以上にわたり廃棄物管理分野の支援を実施しており、JSC及びMoLGの能力強化を通じ、広域廃棄物管理モデルの構築、廃棄物管理法や国家廃棄物管理戦略の策定、実施計画の策定等に貢献してきた。また、無償資金協力を通じて、廃棄物収集車や収集コンテナ、処分場重機を整備している。

一方、世界的に新型コロナウイルス感染症が拡大・長期化する中、感染者数の増加に伴い、治療・検査等に使用された医療資機材や防護服等の感染性廃棄物の発生量が増加の一途にあることから、感染性廃棄物の適正管理が喫緊の課題となっている。医療施設から排出される感染性廃棄物は、JSCによって収集・運搬、無害化処理、及び、最終処分がなされており、西岸地区では3つのJSCで2022年上半期までに無害化処理機材を導入する計画が進んでいるものの、当該機材の処理能力は計3.0t/日であり、西岸地区における発生量 4.5t/日（推測値）に対応するためには、これらの導入計画に加えて無害化処理能力の更なる増強が必要となっている。また、パレスチナ全域において、感染性廃棄物を分別回収するための容器や専用収集車両の不足への対応も喫緊の課題となっている。更に、コロナ禍において最終処分場に持ち込まれるごみ量が約3割増加した結果、増加した廃棄物の埋め立て処理や、感染性廃棄物と一般廃棄物の分別埋め立て処理に必要な重機の不足が問題となっている。

パレスチナ自治政府は、国家政策アジェンダの中の3本目の柱「持続可能な開発」の下で、国家の優先事項の一つとして「強靱なコミュニティづくり」を掲げ、その実現手段として廃棄物管理の強化を謳っている。本事業はこの政策に合致するものであり、パレスチナにおいて優先度の高い事業として位置づけられる。

以上の現状を踏まえ、本業務では、パレスチナ自治政府における感染性廃棄物の収集・運搬・中間処理・最終処分に係る機材等の整備を行うことにより、MoLG及びJSCの感染性廃棄物管理能力改善を支援するものである。

第3条 調査の目的

無償資金協力（施設・機材等整備方式）の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、協力の効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

第4条 業務の範囲

本業務は、パレスチナ自治区から要請予定のプロジェクトについて「第3条 調査の目的」を達成するため、「第5条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ「第6条 調査の内容」に示す事項の調査を実施し、「第7条 成果品等」に示す報告書などを作成するものであり、原則、現地調査において、JICAがパレスチナ側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

第5条 調査実施の留意事項

(1) 調査手法と調査項目の検討

本企画競争説明書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載することとする。なお、本企画競争説明書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案すること。

(2) 遠隔調査手法の検討

公示時点では現地のコロナウイルス感染状況の予測が困難であるが、パレスチナ渡航にあたっての水際対策等により渡航不可となる可能性も想定される。そのため、本仕様書において現地調査として想定する業務のうち本邦からの遠隔実施が可能な内容について検討し、調査全体の工程を必要に応じ見直したうえで、提案に含めること。

現地調査を効率的に実施するため、第4章（3）に記載の通り、適切な監督、指示の下での現地コンサルタントやNGO等への再委託及び現地傭人の雇用を認める。なお、現地再委託及び現地傭人による業務は、調査団の渡航に先行して開始することも検討すること。

(3) 既存情報・資料の活用

第2条に記載の通り、パレスチナにおいては長年にわたり廃棄物分野での協力を実施しており、且つ、感染性廃棄物についても現在実施中の技術協力プロジェクト「廃棄物管理能力強化プロジェクトフェーズ3」（以下、「フェーズ3プロジェクト」という。）及び「新型コロナウイルス影響下における感染性廃棄物管理

プロジェクト」を通じて、現地での管理実態や課題に関する情報収集・分析を進めている。既存の情報、資料及び参考資料として提供するところ、受注者はこれらを活用し、効率的な調査実施に努めること。

(4) 現地調査の実施方針

本業務においては、1回の現地調査を想定するが、現地調査の期間において複数回渡航の提案を妨げない。調査の効率性、迅速性の観点で複数渡航とすることが有効であれば理由を付して提案すること。各段階において、随時発注者及びパレスチナ側と協議し、感染性廃棄物の現状と課題、協力方針等について認識の共有を図る。

① 第一次現地調査

調査目的：パレスチナ自治区における概略設計の実施、協力準備調査報告書案の作成等に必要の調査・協議情報収集・策定を行う。今後想定される無償資金協力内容（以下「協力（案）」）、及び実施体制等を検討する。

派遣前：既往資料の分析・検討を行うとともに、本業務全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定し、インセプション・レポート（IC/R）として取り纏める。

帰国時：現地調査結果を記述した「協力準備調査報告書」をとりまとめ、これを基に、協力（案）の基本的な方向性を協議・議論する。

② 第二次現地調査(遠隔を想定)

調査目的：第一次現地調査の結果を踏まえて、協力準備調査報告書（案）をパレスチナ側関係者に説明・協議し、合意を得る。

派遣前：協力（案）の内容をとりまとめた「協力準備調査報告書（案）」に基づき、協力（案）の内容を確認する。

帰国時：本業務をまとめた「最終報告書（案）」を作成する。帰国報告会に参加し、パレスチナ側と合意した内容に基づき、協力（案）の内容を報告する。

(5) 機材及び調達計画の検討

機材整備の対象は西岸地区に限定し、機材計画はMoLGからの要請内容に基づき必要性・妥当性を検証する方針とするが、調査の結果より適切又は合理的と考えられる点があれば発注者及びパレスチナ側と協議のうえ、協力（案）に反映するとともに、仕様・数量の考え方についても合意を得る。また関連する機材（スペアパーツ、維持管理用資機材を含む）など持続的な運営、維持管理に不可欠と考えられるものがあれば、その必要性、妥当性を検討のうえ提案する。現時点で想定される機材の内容は以下の通り。

- ・ マイクロ波滅菌装置：2台
- ・ 収集・運搬用車両：4台
- ・ 最終処分場整備用重機：合計42台

- ・ 感染性廃棄物分別収集容器（コンテナ等）：合計4,300個

対象機材の調達計画については、コロナウイルス流行による物流への影響、周辺国との往来の制約について考慮する。また本邦又は第三国からの調達を想定する際は、輸送計画及び輸送に伴う諸手続きについても調査・検討を行う。この際、協力（案）における計画・積算の必要精度を確保するため、パレスチナ自治区側関連機関と十分な協議・調整を行い、協力（案）における実施条件や体制、相手国で必要な手続き等を確認・整理する。

(6) 現地関係機関に対する調査

本業務においては、環境/廃棄物管理及び保健医療の両セクターに関連して情報収集・分析が必要となるが、上述の通り既存資料を活用し効率的な実施に努めること。また医療機関や、保健省（MOH: Ministry of Health）、各地域の廃棄物管理を担うJSC等に対する聞き取りや現場サイト踏査等を行う際には、JSCの監督機関かつ廃棄物管理分野に関する主管機関であるMoLGと常に連携をとりながら実施すること。

(7) ソフトコンポーネント調査と技術協力プロジェクトとの整合性

本件無償により機材が整備される時期には、フェーズ3プロジェクトが終了している予定ではあるが、機材の調達工程やソフトコンポーネントの検討に当たっては、同プロジェクトとの整合性に留意する。なおソフトコンポーネント実施を提案する場合は、「ソフトコンポーネント・ガイドライン 第3版(2010年10月)」を参照のこと。

(8) 無償資金協力内容の確認プロセス

本業務は、我が国が無償資金協力によって実施する計画を策定する事を目的の一つとしている。協力内容の策定に当たっては、JICAが主催し日本側関係者が出席する各種会議に参加し、随時関係者と内容を確認・協議する。

(9) 計画コンポーネントの優先順位の確認

協力（案）の実施段階にあたっては、計画コンポーネントの一部が実施できない可能性もあるため、機材の絞り込みを行う場合の優先順位について、パレスチナ側と十分協議を行った上で確認する。その他必要なコンポーネントがあれば先方と協議の上、その適否を検討する。

(10) 維持管理体制の検討

対象機材の選定にあたっては、パレスチナ側が自立的に維持管理可能であることに加え、メンテナンスサービスやスペアパーツの入手可能性が重要となる。フェーズ3プロジェクトで実施する感染性廃棄物管理体制強化にかかる活動や後述する料金徴収の状況も考慮のうえ、機材計画及び維持管理体制を提案する。

(11) 評価指標、モニタリング

事業の評価指標及び目標値の設定にあたっては、パレスチナ側関係機関にその重要性和必要性を説明し、合意する。また指標の達成状況に関するモニタリング

体制や方法について機材の運営・維持管理計画に記載し、現地調査においてパレスチナ側関係機関に説明し、合意を得る。

(1 2) 安全対策

本業務サイトについては、渡航措置がJICA安全管理部承認事項となっている地域に該当するため、事業関係者の治安面の安全を確保するための事業サイト等の安全対策を十分検討する。計画内容の策定に当たっては、JICAの安全対策研修及び安全管理ブリーフィングの内容を参考にしつつ、本事業において必要と考えられる安全対策案を検討し提案するとともに、調査の過程においては随時十分に発注者と協議する。

(1 3) 既往協力による整備機材の現状確認

パレスチナ自治区においては、これまでJICAを含む複数のドナーから廃棄物管理に関する協力が行われている。既往協力の成果の持続性、特に整備機材の稼働状況や維持管理の状態や課題、教訓を詳細にレビューしたうえで、計画に反映する。

(1 4) 機材納入までの工程確認

パレスチナ自治区においてはイスラエルを経由して機材を納入するにあたり、通関に関する手続きが必要である。それらの手続きを考慮した納入時期を確認し、パレスチナ側関係機関に説明した上で、合意を得る。

(1 5) ガザ地区への調査

無償事業による機材整備は西岸地区のみを対象とするが、パレスチナにおける感染性廃棄物管理の状況を把握する目的で、ガザ地区についても既存の文献（第6条（2）に記載のフェーズ3プロジェクト作成報告書等）に基づき概況を取りまとめ、分析結果を協力準備調査報告書に含める。

(1 6) 調査の迅速化

調査の迅速化のため、必要に応じ現地における情報収集やパレスチナ側関係者との協議は現地傭人や現地再委託を活用し、また遠隔会議を活用することで業務に早期に着手するものとする。また、見積り徴取も可能な範囲で早期に着手する。概要資料の作成・提出までに積算審査を踏まえた十分な期間が取れない可能性があるが、その場合の対応については協議の上定めることとする。

第6条 調査の内容

(1) インセプション・レポート（IC/R）の作成

- ① 既往資料の分析・検討を行うとともに、本業務全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定し、IC/R として取り纏める。
- ② IC/R の内容（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。併せて JICA 団員と協力して我が国の無償資金協カスキームを相手国政府関係者に説明し、今後の協力の進め

方、留意事項、双方の役割分担、機材導入先の優先順位のクライテリア等について協議・確認する。

(2) パレスチナにおける感染性廃棄物に関する情報

① 感染性廃棄物管理にかかる法令・政策等

環境/廃棄物管理セクター及び保健医療セクターの両面から、関連する法制度や基準、感染性廃棄物の定義、ガイドライン等に関する情報を収集する。

② 感染性廃棄物管理を所掌する関係者の組織体制・能力

MoLG および廃棄物管理事業を所掌する JSC について組織・権限・人員構成や財務状況、感染性廃棄物管理に関する技術水準等を調査する。

③ 医療機関における感染性廃棄物の発生状況

感染性廃棄物の発生源となっている医療・保健機関（病院の他診療所、クリニック等を「医療機関」と総称する）については、JICA の既存協力において医療機関の情報収集及び GIS を用いた医療機関分布図（以下、「医療機関分布図」という）を作成している。また、フェーズ3プロジェクトでは感染性廃棄物に関する現地調査報告書を作成中であり、2022年6月までの完成を見込んでいる（完成次第、発注者から提供予定）。

本業務では上記の医療機関分布図及び報告書を活用・拡充して対象医療機関のリストを作成し、パレスチナ側のニーズも考慮のうえ感染性廃棄物の具体的な収集運搬計画の策定に活用する。また医療機関の保健衛生管理を所掌する保健省と連携のうえ、医療機関の規模や病床数等の基本的な情報、各医療機関における感染性廃棄物の分別方法及び処理方法や、コロナウイルス感染拡大期前後や感染者数の増減による感染性廃棄物の質・量の変化について確認する。

感染性廃棄物の発生量（総量及び原単位）の推定を行うにあたり、推定値の妥当性確認のための手法や対象について効率的と思われる方法についてプロポーザルで提案すること。また医療機関における実地調査が必要と考えられる場合は、その実施に際しては感染対策に十分留意すること。

④ 感染性廃棄物の既存処理システム

以下の項目について調査し、其々の現状及び課題について取りまとめる。

- 1) 収集・運搬：既存の専用収集車両の仕様、収集運搬計画、収集コンテナの仕様や数量
- 2) 無害化処理：西岸地区を対象に既存の処理機材の仕様と運用状況、維持管理の状況
- 3) 最終処分：最終処分場における無害化処理済み、あるいは未処理の感染性廃棄物の埋立処分の状況
- 4) 財務管理：MoLG と MoH の間の合意に基づく感染性廃棄物排出量に基づく医療機関から料金を徴収する枠組みについて、現在の運用状況や今後の収支見込

⑤ 最終処分場運営管理

最終処分場の運営管理体制全般について、一般廃棄物ならびに感染性廃棄物の受け入れ状況、既存の重機材の運用状況、維持管理の状況等につい

て調査し、処理済感染性廃棄物の受け入れ体制や、最終処分場の運営に関する現状及び課題を取りまとめる。

⑥ 他ドナー支援状況

感染性廃棄物管理における他ドナーや国際機関、NGO の協力実績及び予定を確認し、協力（案）との関連及び、本事業で整備する機材の活用、維持管理も含めた連携の可能性や、重複の有無等を確認する。特に、UNDP 等によって先行実施されている感染性廃棄物処理に係る支援状況をレビューする。

⑦ 調達事情調査

重機材の調達に関連する法律や基準、設計・施工条件の確認、及び関連インフラに関する法令・基準・設計条件を確認する。

⑧ 免税情報の収集整理

日本政府による ODA 事業の免税措置がどの機関によって、どのような手続きで行われるか等について調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③付加価値税（VAT 等）、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、協力（案）に関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を調査する。

免税情報は JICA パレスチナ事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所と協議し、同事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行うとともに、先方政府と協議した際の情報（協議相手、内容、連絡先等）を同事務所に電子データで提出する。

(3) ジェンダー主流化ニーズ

調査の実施に際しては、支援対象地域の社会（や家庭内）における男女の労働や力関係の現状、ジェンダーに関連する社会規範・慣習、男女で異なるニーズや課題等についても調査を行い、それらが明らかになった場合はジェンダー課題やニーズに対して対応するための取り組みを事業内容に反映させる。また、ジェンダー主流化の観点から MoLG および協力対象となる主要 JSC の女性職員の割合、雇用状況を確認する。

具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。

- 1) 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。
- 2) ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。
- 3) ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

(4) 事業内容の検討・策定

上記調査及び発注者との協議結果を踏まえ、事業内容を検討する。その際、発注者が別途指示するマニュアルに基づき、設計総括表を作成のうえ、発注者

に対しその内容を説明し、確認を取ること。

①基本計画

設計総括表にて整理された現地の自然環境、調達や施工環境等の状況を踏まえ、事業内容を検討する。

② 実施計画

- ・ 実施方針
- ・ 実施上の留意事項（後述する維持管理及び評価・モニタリングに関する内容を含む）
- ・ 相手国側負担事項
- ・ 機材の仕様と数量
- ・ 維持管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 全体実施工程

③ 相手国側負担事項の整理

- 1) 相手国側負担事項（便宜供与、各種手続き、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にする。
- 2) 相手国側負担事項（資機材保管用地の確保、機材運転・維持管理のための人員配置・予算の確保、公租公課の免税手続き、通関手続き、免税・通関手続きが遅れた場合の倉庫料等）のプロセス、実施時期・所要期間・費用、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。
- 3) 上記調査結果は、無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施時期や予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、同情報は、詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

④ 維持管理計画策定

MoLG及びJSCの組織力、技術力及び財務的能力を検証し、感染性廃棄物処理機材、最終処分場重機の維持管理について、人的リソース、保有機材を含む技術力、財政状況、現地におけるスペアパーツの供給体制などを確認したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。また、それら業務の実施体制・方法及びプロジェクトの維持管理費、更新費用を検討する。

⑤ 評価指標・モニタリング計画

事業効果を測定するために評価指標およびモニタリング計画を策定する。

⑥ 環境社会配慮

事業実施に際しての環境社会配慮に関する課題（主に無害化処理機材の設置・運用に関する規制や周辺住民との関係等）を調査し、パレスチナ側の環境社会配慮に関する法令規定、関連省庁を確認し、本事業のカテゴリーを確認するとともに、本事業の実施に際して必要となる諸手続きがあれば、その内容・プロセスを確認する。

⑦ 事業費の概略検討

事業実施にあたり必要となる事業費の概略を検討する。検討に際しては調達や施工環境など、留意点をまとめる。

⑧ 想定されるリスク及び対処策の検討

事業の実施に向けて想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。また、リスクの軽減については、リスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

⑨ 事業の評価

事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、可能な限り客観的に成果の達成度合いの比較が可能となるような定量的指標を検討し、プロジェクト完了後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

(5) 協力準備調査報告書（案）の作成・説明・協議

①現地調査で先方と協議した結果を事業と共に協力準備調査報告書（案）として取り纏め、内容について発注者と協議する。

②協力準備調査報告書（案）をパレスチナ側関係者に説明し、内容を協議・確認する。特に、MoLGおよびJSCの維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について説明・協議する。

第7条 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から(9)を成果品とする。成果品提出期限は契約履行期間の末日とする。なお、以下に示す部数は、発注者へ提出する部数であり、MoLGとの協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意することとする。

- | | |
|----------------------------------|------------------------|
| (1) 業務計画書 | : 和文（電子データのみ） |
| (2) インセプション・レポート | : 和文、英文（電子データのみ） |
| (3) 現地調査結果概要 | : 和文（電子データのみ） |
| (4) 協力準備調査報告書（案） | : 和文、英文（電子データのみ） |
| (5) 協力準備調査報告書（公開版、非公開版の2種の作成を想定） | : 和文、英文（製本版及びCD-R 各3部） |
| (6) 概略事業費積算内訳書 | : 和文（電子データのみ） |
| (7) 概要資料 | : 和文（電子データのみ） |
| (8) 事業費検討内訳書 | : 和文、英文（電子データのみ） |
| (9) 機材仕様書 | : 和文、英文（電子データのみ） |
| (10) 免税情報シート | : 和文、英文（電子データのみ） |
| (11) 写真データ（付属資料） | : 和文、英文（電子データのみ） |

- 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第5条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。
- 2) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照する。
- 3) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

プロポーザルにて提案を求める事項

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案への該当条項及び記載ページ
1	遠隔での調査実施の手法	第5条 (2)遠隔調査手法の検討 (P.7)
2	技術協力プロジェクトとの連携	第5条 (7) ソフトコンポーネント調査と技術協力プロジェクトとの整合性 (P.9)
3	機材納入までの工程管理手法	第5条 (14) 機材納入までの工程確認 (P.11)
4	感染性廃棄物の発生状況に関する調査手法	第6条 (3) ③医療機関における感染性廃棄物の発生状況 (P.11)
5	効率的に調査を実施するための工夫と要員配置	全般

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：廃棄物管理に関する情報集業務及び廃棄物処理機材計画に関する業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工／調達監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➢ 業務主任者／廃棄物管理計画

➢ 機材・維持管理計画

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 7.20 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／廃棄物管理計画）】

- ① 類似業務経験の分野：廃棄物管理計画に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：全途上国
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 機材・維持管理計画】

- ① 類似業務経験の分野：廃棄物関連機材・維持管理計画等に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：全途上国
- ③ 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2022年6月下旬から2023年2月下旬

(2) 業務工程計画（案）

2022年6月下旬頃から再委託乃至現地傭人による現地調査並びに国内業務を開始する。2022年7月下旬頃から第現地調査を行い、その後国内解析（積算審査に要する期間含む）を行い、同年9月中旬頃に概略設計概要説明を遠隔で実施し、概要資料を同年9月中旬に作成・提出することを想定する。翌2023年2月下旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

業務内容を考慮の上、より適切な工程計画が有る場合、プロポーザルにて提案すること。

なお、概要資料の提出までに可能な範囲で積算審査を受けることとし、具体的には契約後の協議により定める。

(3) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 18.80 人月（現地：4.10人月、国内：14.70人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／廃棄物管理計画（2号）
- ② 機材・維持管理計画（3号）
- ③ 感染性廃棄物管理
- ④ 組織体制／財務
- ⑤ 医療制度／感染症対策
- ⑥ 調達計画／積算
- ⑦ 環境社会配慮

3) 渡航回数を目途 全1回

なお、上記回数は目途であり、現地調査の期間において複数回渡航の提案を妨げません。調査の効率性、迅速性の観点で複数渡航とすることが有効であれば理由を付して提案して下さい。

(3) 現地再委託及び現地傭人

第3条から第5条に記載の通り、パレスチナの廃棄物管理分野においてはJICA及び複数のドナーが継続的に活動しているため、報告書等の既存情報を活用し効率的に調査を進めることを前提とする。ただし、既存資料では確認できない事項がある場合や、また新型コロナウイルス流行禍において現地渡航が困難かつ国内業務への振替が困難な場合、パレスチナ側の実施機関等からの情報収集にあたり、以下の業務については、当該業務について経験・知見を有する機関・コンサルタント・NGOへの再委託や調達事情調査の補佐をする現地傭人の雇用を認める（本見積りに計上すること）。現地再委託及び現地傭人による業務は、受注者が構成する調査団の渡航に先行して開始し、調査の迅速化を図ることを検討すること。なお現地事情に精通した関係者のコンタクト情報等については、フェーズ3プロジェクトを通じて提供が可能である。

- 医療系廃棄物及び感染性廃棄物の発生状況
医療機関への訪問や聞き取り調査による感染性廃棄物発生量の確認
- 感染性廃棄物の既存処理システム調査
感染性廃棄物処理の収集・運搬、無害化处理、最終処分の各サイトへの現地踏査や聞き取り調査による、既存処理システムの現状や課題の確認
- 最終処分場運営管理調査
最終処分場の廃棄物受け入れ体制、重機材の維持管理状況などについて現地踏査や聞き取り調査による確認
- 環境社会配慮調査
協力（案）の実施に際して予想される環境や社会に対する影響に関する調査

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 廃棄物管理能力向上プロジェクトフェーズ2 業務完了報告書
- ジェリコ及びヨルダン渓谷における廃棄物管理能力向上プロジェクト終了時評価報告書
- 「医療廃棄物管理分野の技術協力と新型コロナウイルス感染対策支援 -パレスチナ自治区の事例を中心に-」（令和3年度第2回環境省セミナー資料）

2) 公開資料

- パレスチナ廃棄物管理に関する収集及び運搬の改善計画協力準備調査報告書（<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12334223.pdf>）

- Project for technical assistance in solid waste management in Palestine (2015-2019) : final report : a technical cooperation between Palestine and Japan [electronic resource].
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000041684.html>)

(5) 対象国の便宜供与

特になし。なおMOLGの執務スペースが手狭であるため、現地関係機関との協議と調査の円滑な遂行のため、必要に応じ、調査団執務スペース（MOLG近隣ホテル会議室等）の借上げ及び通訳の配置（アラビア語⇄英語）を認めます。

(6) 安全管理

パレスチナへの業務渡航に際しては公用旅券の申請が必要なため、時間的余裕を持って渡航を計画するとともに、申請に必要な手続きを行う。現地業務に先立ち「JICA安全対策概要」を確認し、渡航前に必要な事前準備を行う。JICAパレスチナ事務所作成「パレスチナ安全対策マニュアル」にかかる事項を順守し、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。パレスチナ到着後は速やかにJICA事務所からセキュリティブリーフィングを受け、滞在中の行動については以下に示すJICAの安全管理基準を厳守すること。渡航計画をJICAに提出するとともに現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAパレスチナ事務所、在イスラエル日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡がとれる体制とし、（特に地方にて活動を行う場合は、複数の連絡手段の確保に留意し）現地の最新の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。なお、JICAの安全管理基準については随時変更があるため、変更の結果業務実施に制約が発生し追加経費が必要になった場合、もしくは、安全管理基準の変更がなくとも、業務実施過程で安全対策として必要な経費が発生することが明らかになった場合には、随時協議のうえ発注者は必要に応じこれを認める。

(7) 調査用機材の調達

受注者は、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、見積もりに含めることとする。本邦から携行する受注者所有機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積もり金額を提示してください。なお、新型コロナウイルス感染対策に関連する経費（PCR検査代及び隔離期間中の待機費用等）は見積金額に含めないでください。契約交渉の段階で確認致します。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) その他（以下に記載の経費）
特になし

（3）定額計上について

以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

- 1) 資料等翻訳料：500千円

（4）外貨交換レートについて

- 1) JICAウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

5. その他留意事項

（1）業務主任者の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は、総括（JICA）団員滞在期間中原則として総括（JICA）団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

（2）技術協力プロジェクトとの連携

本業務の実施期間中に、フェーズ3プロジェクトの専門家チームも現地での活動を予定しており、具体的なスケジュールや活動地域についてはJICAから提供が可能である。パレスチナ側との協議や現地踏査に際しては、上述の通りMOLGを通しての調整を原則とするとともに、随時プロジェクト専門家とも情報を共有すること。

（3）不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談

窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	16	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	6	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／廃棄物管理計画</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	4	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／○○○○</u>	(-)	(13)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	3
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	8
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>機材・維持管理計画</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	